

北斗市農業用廃プラスチック適正処理対策協議会規約

(名 称)

第1条 本協議会は、北斗市農業用廃プラスチック適正処理対策協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 本協議会は、農業用廃プラスチックの適正処理について調査検討するとともに、農業者の自主的な回収を促進することにより、農村環境の保全と資源の有効利用を図ることを目的とする。

(業 務)

第3条 本協議会は、前条の目的を達成するために、次の協議並びに事業を行う。

- (1) 農業用廃プラスチックの適正処理に関する調査、検討及び実施に関すること。
- (2) 農業用廃プラスチックの適正処理に関する広報及び情報の収集提供に関すること。
- (3) 廃棄物処理法に基づく農業用廃プラスチックの適正処理の推進。
- (4) その他、協議会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(構 成)

第4条 本協議会は、次に掲げる関係機関・生産団体の代表者で構成する。

- (1) 北斗市役所
- (2) J A新函館農業協同組合理事及び大野支店長
- (3) 北斗市農業関係団体
 - (ア) 大野稲作振興会
 - (イ) 上磯町米生産出荷組合
 - (ウ) 大野野菜振興会
 - (エ) 上磯町野菜生産連絡協議会
 - (オ) J A新函館花卉生産出荷組合北斗支部
 - (カ) J A新函館酪農生産部会北斗支部
 - (キ) 北斗市肉牛組合

(協議会)

第5条 本協議会に、会長1名、副会長1名を置くものとし、委員の互選によって定める。

第6条 会長は、本協議会を代表し業務を総括するとともに、必要と認めた場合は協議会を召集する。

2 副会長は、会長を補佐するとともに、会長に事故ある時は、その職務を代理する。

第7条 会長、副会長の任期は2年とし、再任を妨げない。

(事務局)

第8条 本協議会の事務局は、北斗市市民部環境課に置く。

2 事務局に事務局長1名、副事務局長2名及び事務局員若干名を置き、事務局長には、北斗市市民部環境課長があたり、副事務局長に北斗市農政課長、新函館農業協同組合大野支店営農センター長があたる。

(その他)

第9条 その他協議会の運営に必要な事項は、会長が別途定める。

附 則

- 1 この規約は、公布の日から施行する。